

ボートパーク利用料金表

陸上保管施設 <small>(ただし、陸上保管に係る使用料で上下架施設の利用の有無を問わず固定額)</small>			
艇長 (船舶検査証より) 【参考：1 m = 3.281 ft で計算】		使用料 (月額)	使用料 (年額)
5m未満	16.405 ft未満	4,000円	40,000円
5m～6m未満	～19.686 ft未満	5,000円	50,000円
6m～7m未満	～22.967 ft未満	6,000円	60,000円
7m～8m未満	～26.248 ft未満	7,000円	70,000円
8m～9m未満	～29.529 ft未満	8,000円	80,000円

係留施設 (棧橋) <small>(ただし、陸上保管施設利用船舶は無料)</small>		
艇長 (船舶検査証より) 【参考：1 m = 3.281 ft で計算】		使用料 (日額)
5m未満	16.405 ft未満	2,200円
5m～6m未満	～19.686 ft未満	2,500円
6m～7m未満	～22.967 ft未満	2,800円
7m～8m未満	～26.248 ft未満	3,100円
8m～9m未満	～29.529 ft未満	3,400円

上下架施設 (フォークリフト)	料金 (作動1回当たり) / 揚降は作動2回とする
陸上保管施設の利用許可を受けていない船舶	5,000円
陸上保管施設の利用許可を受けている船舶	無料

上下架施設 (フォークリフト) が利用できる船舶の目安 <small>(船舶によっては目安に関わらず利用できない場合があります。)</small>	
艇 長	9 m 以下
総 重 量	6 t 以下

- ※1 陸上保管施設の利用には、**船台 (固定に必要なアンカー等も含む。)** が必要ですので保管前に各自でご用意ください。
- ※2 利用期間が10か月未満の場合は開始した月から終了した月までの月数で使用料を算出し、日割り計算は行いません。
また、利用期間や船舶に変更があると使用料の金額が変更となる場合がありますので、事前に相談ください。
ただし、使用料の金額に変更があっても、それまでに納付した使用料は原則返還できませんのでご了承願います。
- ※3 陸上保管施設の利用許可を受けた船舶は、フォークリフトが無料で利用できます。
ただし、陸上保管施設の利用許可を受けた船舶であっても、フォークリフト以外の手段により揚げ降ろしを希望する場合は、市の承認を受けたうえで利用者が手配及び費用負担を行うものとします。
- ※4 艇長や総重量がフォークリフトが利用できる目安に合致している船舶であっても、船舶の重心や形状により、フォークリフトが利用できない場合があるため、事前に船舶の正面、背面、側面を写したカラー写真と艇長や総重量が確認できる書類等を提出のうえ、**事前に現地でフォークリフトの揚げ降ろしを試していただきますようお願いいたします。**
なお、試した結果に関わらず、試すために要した運搬費等の費用は全て所有者の負担となりますのでご了承願います。
- ※5 陸上保管施設の利用者以外が斜路を利用する場合は、事前に利用許可申請を市に提出し、市の許可を受けてください。
安全のため通常は入口を閉めていますので、斜路を利用する都度、事前に利用日時を管理事務所までご連絡願います。
- ※6 係留施設 (棧橋) の北側にある波除堤は、陸上保管施設の利用者間で順番を決めて、共同で係留している施設です。
波除堤の利用にあつては、占用する事の無いよう、利用者間で相互協力のうえご利用ください。
- ※7 施設の敷地内における船舶及び船舶備品の盗難若しくは毀損又は事故等については、市及び管理受託者はその責任を負いません。利用者の責任において十分に注意をするとともに、損害保険への加入など、各自で対策をお願いします。
- ※8 **ボートパーク内の施設及び設備の利用にあつては、市の担当職員及び管理事務所職員の指示に従ってください。**

使用料の納付期限内の納付にご協力ください。
また、利用する船舶や利用期間の変更は、変更する前に必ず相談をお願いします。